

資 料 編

資料編1：協議會議事錄

第4回災害廃棄物協議会（中国ブロック） 議事録

日 時 平成27年7月7日(火) 13:30~15:30

場 所 岡山国際交流センター 2階 国際会議場

議 事

- (1) 災害廃棄物に関する国の施策方針
- (2) 本年度の調査事項

1 開会

中国四国地方環境事務所高松事務所足立所長より開会の挨拶が行われた。

事務局より資料確認が行われた。

2 協議会構成員紹介と副座長の選出

事務局より、本協議会の構成員について、昨年度と基本的な構成には変更がないという説明が行われた。

また、事務局より、座長を補佐する副座長について、国立環境研究所の高田先生にお願いするという提案があり、全員、異議なしであった。

【座長あいさつ】

(川本座長)

今は岡山大学に所属しているが、それまでは国立環境研究所にいた。現在、廃棄物の焼却処理などの研究をしている。昨年度に引き続き協議会を開催するが、今年度はいっそう皆様の主体的な関わりが増える。全員参加型で先頭を走っていきたいと思う。よろしくお願いしたい。

【副座長あいさつ】

(高田副座長)

元々は神戸市の職員をしていた。阪神淡路大震災の時は環境局に在籍しており、その際の経験を活かし、東日本大震災の後、国立環境研究所に転職した。研究職と行政職の体験を踏まえ、皆様と一緒に検討していきたいと思う。よろしくお願いしたい。

3 議事

(1) 災害廃棄物に関する国の施策方針

議事の「(1) 災害廃棄物に関する国の施策方針」について、環境省より資料1~4の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(川本座長)

何か質問はないでしょうか。

(広島市)

資料2の今回の政令改正による特例措置は、昨年発生した広島市の土砂災害についても適用になるのかお聞きしたい。また、要処理量WGについてお聞きしたい。これは、質問ではなく要望であるが、広島市の災害で問題だったのが処理量の把握であった。今後の災害廃棄物対策のため、各自治体に処理量把握の知見を示していただきたい。

(環境省)

改正法案の成立前であるので、当然特例の適用範囲外。なお、法律の公布から施行までの間に大規模災害が発生した場合には、災害対策基本法上の特例を適用し、改正法施行後に改正法上の特例も適用するといった整理を行った。

2点目についての要処理量WGについては地域ブロック協議会の場を通じてお示ししたい。

(宗委員)

法案案の概要説明資料の下段において、「(1)国・都道府県・市町村・民間事業者は～の役割を分担して責務を有する」とあるが、この市町村とは、被災した市町村だけを指すのか？

(環境省)

東日本大震災の教訓で、都道府県・市町村の広域処理の重要性を認識しているところであり、都道府県・市町村の役割・責務として、被災していない都道府県・市町村においては、災害廃棄物の受け入れをお願いしている。今後、各自治体での災害廃棄物処理計画や地域ブロック単位での行動計画策定においても、広域処理における役割・責務について検討していただきたい。

(藤原委員)

資料1-1で規模と適用措置との概念図があるが、事務委託の要請や国代行の判断は、災害廃棄物の量で決まっているのか？それとも、市町村の判断で決めてよいのか？

(環境省)

事務委託の要請や国代行の判断基準は定量的なものではない。災害廃棄物は市町村の事務であるので、まずは市町村単位で各々の処理能力を考慮した上で、必要に応じて広域処理の要請を判断していただく。なお、市町村の行政機能が損なわれた場合は、特段の要請がなくても都道府県や国がサポートしていく体制を構築する。

(藤原委員)

東日本大震災では、広域処理を必要とする市町村と必要としない市町村が同時に存在し、県としてもやりにくかったと考える。普段から、自治体間の連携は必要である。

この概念図では、東日本大震災クラスの規模では、一市町村で対応すべきように見える。

(環境省)

できるだけ一市町村で完結して欲しいが、現地対策本部からの情報も踏まえ、必要であれば国もサポートしたいと考えている。

(藤原委員)

そのあたりの連携は普段から図るべきと考えている。

(環境省)

今後の検討に反映していきたいと思う。

(藤原委員)

要処理量の把握について、環境省と自治体との間で、どのような情報をやり取りするのか。

(環境省)

災害発生直後の廃棄物発生量の推計については、まずは国が衛星写真や航空写真で概算量を出す。実際処理をする段階においては、自治体において実際の現場の状況から精度が高い推計を行う。これらの情報を共有し、被災自治体の処理実行計画に反映してほしい。

(高田副座長)

先ほどの広域処理の支援要請の判断基準についての回答について補足する。東京都に委託された大島町の災害廃棄物量は11万トン。広島市が処理する災害廃棄物量は58万トンであり、被災された自治体の規模に応じて、処理能力が変わってくるので、当然支援要請の判断基準は絶対量ではなく、自区内の処理能力によるもの。今後自治体が策定する処理計画には、自区内の処理施設の能力と推計される災害廃棄物の発生量の差から、各々の判断に関する項目を検討していただきたい。

(山口県)

資料2の「2 改正内容（1）」の3つのポツや資料1-1の最後の図に関連して、山口県では、今年度廃棄物処理計画を改定する予定である。その計画の中の災害廃棄物の位置づけであるが、最小限の内容を盛り込み、大半は、県の地域防災計画の中に国の指針を踏まえた災害廃棄物処理計画について盛り込もうとしているが、それで良いか。

(環境省)

政省令では、災害廃棄物処理計画の中に定めることとしているが、既存の計画の中に位置づける形でも良いので、災害廃棄物処理計画を策定していただきたい。ただ、各自治体が策定した処理計画をホームページに掲載するなど、自由に閲覧（共有）できるようお願いしたい。

(高田副座長)

山口県の質問に対する環境省の回答はその通りであろうが、各自治体の地域防災計画を見て感じ

ることは、地域防災計画では主に災害発生後に対応するための計画として位置付けているため、平時の備えに関する項目が欠けている例もある。是非、災害廃棄物対策指針の趣旨にのっとって訓練等平常時の取組の視点を入れた上で、計画を策定していただきたい。

（2）本年度の調査事項

議事の「（2）本年度の調査事項」について、事務局より資料5～6の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

（川本座長）

何か質問はないでしょうか。

（藤原委員）

今回、訓練という新しい取組によって、いろいろな知恵が得られると思う。

ただ、本ブロック協議会において、被災が大きい地域と大きくない地域があり、どちらが被災側でどちらが応援側かは予めおおよそ分かると思う。今回仮想的に、それぞれの県市が被災自治体や応援自治体などの役割を担うという予定にされているが、平時より自治体間の協力体制をしっかりと議論することがこのブロック協議会のテーマである。訓練のシミュレーション等の議論はどういう形でされるのか。

（事務局）

もっともな意見である。ただ、わが国において、災害廃棄物処理の訓練を行うのはおそらく初めてであり、いきなり精緻な条件で実施することは難しい。まずは訓練を実施してみることが重要である。訓練を通して計画のPDCAのサイクルを回し、シミュレーションの精度を上げていきたい。

他ブロックでは別のテーマを重点課題としており、今後他ブロックの情報を集めて、本ブロックの検討にも反映したいと考えているが、今年度について、本ブロックでは訓練を中心に取り組みたい。まずは基本的な訓練の方法を身につけることを第一段階としてやりたい。中国では水害、四国では南海トラフを想定した津波災害を想定しており、次の段階で組み合わせていきたいと考えている。

（藤原委員）

今回、訓練をゼロから立ち上げるので、様々なノウハウを習得し、さらに発展させていくものと理解した。

（広島県）

訓練の想定がまだ不明であるが、例えば放置車両の撤去なども含まれるのか？今年度策定する予定の災害廃棄物処理計画は東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震を想定したものとなると思うが、今回の訓練では主に水害を意識したものであり、処理計画と訓練の内容がマッチングするのか疑問である。

(事務局)

訓練のシナリオの詳細はこれから検討するが、シナリオにどこまでの被害想定を盛り込むのかということについては、広島県の意見を参考にしていきたい。

(鳥取県産業廃棄物協会)

本協議会は自治体の方が多いが、最も大事なことは何かを考えることが重要である。

民間を代表して意見させていただく。広島災害では、災害廃棄物は一般廃棄物として処理されるため、産廃業界の参画の機会があまりなかった。今回の法改正では、産廃施設の処理機会を与えて頂いた。訓練も大事だが、官・民の災害協定を締結させていただくことも重要であると考える。事前の災害協定により、県の要請を受け産廃施設で災害廃棄物の処理を引き受けることができ、迅速な復興へ繋がると考える。

鳥取県産業廃棄物協会では、3市と協定を締結しており、今年度中に県内の全市町村と締結する予定である。これは全国で初めてと思う。

(事務局)

私自身も東日本大震災の対応を経験し、計画・訓練の必要性を認識している。訓練を通して、各自治体に足りない要素を計画に反映し、環境省としても支援の自由度を上げていきたいと考えている。災害協定を検討する前に、まずは各自治体の災害対応の状況をしっかりと把握するために計画策定、訓練を実施する必要があると考える。

(環境省)

先ほどのお話を、越生委員のご意見はごもっともであり、民間事業者の果たす役割は大きいと考える。そこで、産廃業者、建設業者と行政との災害協力協定の事前の締結が必要と考える。この協力協定が災害時に有効に機能するか検証するためにも、民間事業者に訓練に参画していただきたいと考える。

4 その他

事務局より、今後のスケジュールについての説明が行われた。

5 閉会

以上

第4回災害廃棄物協議会（四国ブロック）議事録

日 時 平成27年7月6日（月） 14：00～16：00

場 所 高松センタービル大ホール

議 事

- （1）災害廃棄物に関する国の施策方針
- （2）本年度の調査事項

1 開会

中国四国地方環境事務所高松事務所足立所長より開会の挨拶が行われた。

事務局より資料確認が行われた。

2 協議会構成員紹介と副座長の選出

事務局より、本協議会の構成員について、昨年度と基本的な構成には変更がないという説明が行われた。

また、事務局より、座長を補佐する副座長について、国立環境研究所の高田先生にお願いするという提案があり、全員、異議なしであった。

【座長あいさつ】

（川本座長）

岡山大学の川本でございます。平成26年度に引き続き、平成27年度も座長となりました。引き続きよろしくお願い申し上げます。

分野としては廃棄物の焼却とそれに関連する有害物質の処理・管理を専門としています。災害廃棄物分野では、福島県の仮設の焼却炉のアドバイザーとして係っています。現場を見てみないとわからないことが多いと実感しています。原発の事故で放射性のセシウムが拡散して、その拡散した範囲の廃棄物を焼却すると、セシウムが濃縮しているということが国立環境研究所のデータからわかつっていました。その後、実際に稼働し始めた仮設焼却炉のデータを見ますと、それほど値が高くもなっていないということもわかりました。やはり、現場で起こることを良く見てみるとわからないことが多いのだと感じています。

災害対応は実際に起きてみないとわからないことも多く、足立所長のごあいさつにもありました。本年度は図上訓練をこの協議会で予定しており、全国に先駆け、この知見を提供していくものと考えていますので皆様のご協力をお願いします。

皆様のご参加、ご参加・ご助言をお願いできればと存じます。よろしくお願い致します。

【副座長あいさつ】

（高田副座長）

国立環境研究所の高田でございます。よろしくお願い申し上げます。

構成員名簿にもございますが、昨年度は国立環境研究所の研究調整主幹という肩書きでしたが、

福島のミッションを3年間担当致しまして、こちらのおおよその目途がたったということで、もとの客員研究員という肩書きに戻っております。

私はもともと神戸の市職員でしたので、この協議会に参加されている多くの方と同じ自治体職員でした。今年の4月からは関西に戻っており、距離的にも中四国に近くなりました。引き続きよろしくお願ひ致します。

また、私は、中部ブロック協議会の委員も兼ねていますので、本協議会での検討成果を中部ブロックにも共有していきたいと思っております。

今年度は、図上訓練も実施されるということで、ユニークな取り組みになると聞いております。良い成果が上がるようになっております。よろしくお願ひ致します。

3 議事

(1) 災害廃棄物に関する国の施策方針

議事の「(1) 災害廃棄物に関する国の施策方針」について、環境省本省より資料1～4の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(川本座長)

ご説明ありがとうございました。まずは、私のほうからお聞きします。

資料4の平成27年度の検討が必要な事項のなかで、処理技術関連で、まずは首都直下地震での検討を進めたいということが記載されております。国の検討の枠組みの中で、首都直下地震を想定した技術WGの取組において、標準処理フローを検討し、日量処理量4万トンを処理するとありますが、標準処理フローとは何か？また、日量処理量4万トンは何を根拠とされたのでしょうか？

(環境省本省)

標準処理フローとは、混合廃棄物を処理するためのフローで、東日本大震災発生後に設置した16処理区で採用されたフローを分析し、全体の処理プロセスを標準化したもの。日量処理量4万トンの根拠としては、首都直下地震により東京23区で発生した災害廃棄物を1年間で処理するために1日で必要な処理量として、東京都と共に算定したものである。

(松山市)

業務としてはクリーンセンターを担当しています。

自治体の廃棄物処理計画を策定する上で、民間事業者と協定を締結する場合の手法についても支援していただけるのか？

(環境省本省)

支援していきたい。災害対応力強化に向け、地方自治体と民間事業者を含むネットワークづくりの検討を、地域間協調WGあるいは親検討会で行い、その成果を自治体に示す予定である。その中で、自治体と産廃業界や建設業界との間、若しくは自治体間において、独自に締結されている災害協定に災害廃棄物対策をどう位置付けるかについてもお示ししたい。

(高田副座長)

資料3「災害廃棄物対策の一層の推進」について、日付が7月3日となっており、都道府県・市町村にお願いしたい事項について記載されているが、左肩に宛名がなく、事務連絡や通知とも書かれていらない様式であるが、これはこの会議用の資料なのか？あるいは自治体向けの依頼文書なのか？

またこの資料によると、都道府県は災害廃棄物の処理計画をきちんと位置付け、策定するということになるが、中小の市町村に対しても、県を通じてこのような文章を配布する予定なのでしょうか。

(環境省本省)

資料3は、会議用の資料である。なお、この様式の資料は7/3に環境省で開催された「大都市圏局长会議」で配布した資料であり、その席上で、自治体の皆様にお願いしたものである。

(2) 本年度の調査事項

議事の「(2) 本年度の調査事項」について、事務局より資料5～6の説明が行われた。説明のうち、以下の通り意見交換がされた。

(川本座長)

ご質問いかがでしょうか。

(貴田委員)

資料5の調査事項について、昨年度の自治体のアンケートでは、計画の策定率が低かったことから、都道府県が策定率向上について協力するということか？

次に、資料5の事業所へのヒアリングについて、業界団体のヒアリング対象は、本社になるのでしょうか。それともそれぞれの地方の出先になるのでしょうか。環境省の本省の調査でも様々な団体を対象にされているが、支部の具体的な担当にお話を聞きしたほうが具体的な内容を確認できると思います。是非、役に立つ、目に見えるヒアリングを実施・公表していただきたいです。

仮置き場候補、ウ、再利用可能事業所のとりまとめやヒアリングについて、被災される場所も含まれると思いますので、それも配慮してどのような場合であれば利用可能なのか、備考に記載がある程度よいのではないかと思います。

資料5、4ページ、それぞれ、受入品質、大きさ、水分や塩分の問題もあると思うので、あわせて確認していただきたいです。

資料6の図上訓練について、3時間で最大限の効果を発揮するために検討されていると思う。しかし、実際に発災したときに、廃棄物処理については防災部局との調整が必要となると思うが、今回の訓練ではそこは考慮しないのか？先日の親検討会で日建連の委員からの意見で、東日本大震災発生時に総務省、国交省、環境省と複数の窓口が発生し、現場が混乱したとあった。他部局との関係を意識して欲しい。

(事務局)

計画策定支援については、策定していない自治体についてその理由をしっかりとヒアリングし、その解決策についてまとめていきたい。また、業界団体のヒアリング結果についても、ブロック内でしっかりと公表していく。

業界団体は、地元の団体を想定しています。四経連さんにも協力をお願いしたいと思っております。

被災の想定については、いろいろな災害がありますので、被災しなかった場合を前提にお聞きしたいと考えております。

受入品質についてもご指摘の通り、確認致します。

今回の訓練は、災害廃棄物処理に特化したものであり、本省及び現地での災害対策本部は出来上がった前提で進めていく。今後防災部局にも訓練に参画していただか、事務局がその役割を分担し、シナリオを検討していく。

(事務局 足立所長)

他部局との連携は、今回この協議会に国交省さんにも同席いただいております通り、地域ブロック単位で今後構築していきたいと考えています。

また、今回の訓練はまず第1回目のため、災対本部については立ちあがっている前提とし、単純化したいと思います。まずは、単純化した設定で、訓練を実施することが重要で、他部局との調整については、地域ブロック単位で少しずつ構築していきたい。将来的には、国交省の訓練と統合するなどの連携を図っていきたい。

(環境省本省)

今回の訓練は、災害廃棄物処理計画の策定率をあげるきっかけになるとを考えている。

都道府県・市町村の計画の策定率向上については、地域ブロック協議会を通じて、国としても支援していきたい。また、災害支援の窓口についても、本省として他省庁と平時から連携を高めていき、発災後、人命救助、道路啓開、災害廃棄物処理と円滑・迅速に進むよう、しっかりととした体制を構築していきたい。

法案の改正の中で、国会の議員の関心ごとのなかに、地域ブロックのあり方、策定率の上げ方など、ご質問を頂いており、地域ブロック協議会の参加自治体へ働きかけることをご説明しています。各県の取り組みについても専門家の派遣など、政策を支援できればと考えております。

国の窓口が複数ある件についても、ヒアリングで状況は把握しております。環境省としましても、他省庁との連携、重要だと認識しております。国としても窓口を統一し、各自治体の方にもスムーズに対応していただけるよう対応していきたいと考えております。

今回の図上訓練のなかで、被災職員と応援職員の役がわかれていますが、さまざまな方が、支援側受援側にわかれ、それぞれの立場をご理解いただいて、処理計画に反映していただければと考えております。

(高田副座長)

資料5について調査の項目ですが、調査の結果わかる情報について、市町村にとって有用な情報、都道府県にとって有用な情報、ブロックで共有したほうがよい情報、国が把握したい情報と、意図が混ざっているので、整理していただいたほうが、回答する側も回答しやすいと考えます。

(事務局)

承知しました。

(廃棄物協議会)

図上訓練について、市町村が対応できない場合、民間へ協力依頼をされるのでしょうが、実際の災害対応では、人命救助や道路確保等のあと災害廃棄物処理の順になるのだと思います。今回の訓練では、4県の災害廃棄物協会は、どのように参加すればよいでしょうか。協会の代表が参加すればよいのか、具体的な事業者が参加したほうがよいのか、どちらでしょうか。

また、環境省さんからご説明いただいたD.Waste-Netについて、平時の場合は情報を共有するしくみを構築する意図だと思いますが、災害発生時には、被災した自治体から個別の協定でそれぞれのエリアで連絡がきて、災害を受けていないエリアではD.Waste-Netを通じて環境省からそれぞれの団体に支援要請がくるという想定で良いのでしょうか。

(事務局 足立所長)

今年度の図上訓練への参加は、協会の代表の方で結構です。今回は具体的な企業に対応いただきたいということではないです。

(環境省本省)

災害時の対応については、基本的には平時から協定を締結されている支部の方が対応されると考えています。

技術的な支援が必要な事項については、他のブロックの事業者が支援に応えられる状況であれば、環境省として、支援要請したいと考えています。

(事務局 足立所長)

東日本大震災の際には、全産連を通じての依頼もありました。今後も、全産連を通じての依頼も、各支部間での依頼も、両方想定されると思います。

(貴田委員)

廃棄物資源循環学会の理事として少し宣伝させていただきます。

図上訓練のとき、廃棄物の専門家の方が対応されるということだと思うが、私は東日本大震災当时、国立環境研究所に在籍していましたが、仙台市の災害廃棄物処理の支援を実施しました。現場で、分別について相談をうけつつ、海産物など個別の処理対応を実施しました。

廃棄物の種類ごとにどのような対処をすればよいか、ホームページに記載していました。その内

容を災害廃棄物処理実務者マニュアルとして本にとりまとめていますので、訓練に参加される際、是非ご利用下さい。

(川本座長)

D.Waste-Netに協力できる学会として、中国・四国の地域の組織も担える部分もあると思います。また、工学的な分野の学会も創ろうという動きもあると聞いています。学会の知見もご利用いただければと思います。

4 その他

事務局より、今後のスケジュールについての説明が行われた。

5 閉会

以上

第5回災害廃棄物協議会（中国ブロック） 議事録

日 時 平成27年10月2日（月） 14：00～16：00

場 所 RCC文化センター 7階

議 事

- （1）大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（案）等について
- （2）H27年台風18号等に係る災害廃棄物処理の現地調査報告（速報）について
- （3）調査の進捗報告及び今後の調査方針
- （4）訓練について

1 開会

中国四国地方環境事務所上田保全統括官より開会の挨拶が行われた。

事務局より資料確認が行われた。

2 議事

- （1）大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（案）等について

議事の「（1）大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（案）等について」、環境省中国四国地方環境事務所上田統括官より資料1の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

（川本座長）

ご説明ありがとうございました。何かご質問等ございましたらお願ひいたします。

D.Waste-Netには、私自身はまだ深く関わっていないのだが、Webサイトが用意されていて、例えば、支援者グループの専門家を調べたい場合には、アクセスすれば内容が分かるようになってい るのか。

（事務局 上田統括官）

ネット上には、まだあまり情報がオープンにされていないと認識している。D.Waste-Netは環境省本省が管理運営しているが、まだ処理が追いついていない状況と思われる。もし自治体がD.Waste-Netに協力依頼をしたい場合は、とりあえず窓口として、地方事務所へご相談いただきたい。

- （2）H27年台風18号等に係る災害廃棄物処理の現地調査報告（速報）について

議事の「（2）H27年台風18号等に係る災害廃棄物処理の現地調査報告（速報）について」、一般財団法人日本環境衛生センター西日本支局環境工学部 宗技術審議役、国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 高田客員研究員より資料2の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(川本座長)

貴重なご報告、ポイントの指摘をいただいた。ご意見ご質問等をお願いします。

(広島市)

高田先生のお話ですが、広島市が昨年被災した際の処理対応の時に痛感した。とりわけ仮置き場は、当市の想定外の被害があった所においては、直近の公園に運んだが、数日後には悪臭等の苦情が上がり、民家のない場所を確保して転送した。このような体験から、仮置き場の選定は重要であるといえる。

広島市は、直営収集や一般廃棄物収集運搬業者と協定があったため、発災翌日から、廃棄物の分別収集に対応できた。

広島県から紹介があった産廃協会との協定は、法的な関係で難しく活用できずに残念だった。これは、8月の法改正で、設置許可の簡略化等により、今後は産廃協会との協定を活用することができ、スムーズな処理ができるようになりそうだ。

広島市の対応が早かったのは、国、県、市の連携が迅速であったためである。それぞれの場所で対策本部を置いていたが、広島市庁舎で合同本部を一元化し、災害の復旧、処理を含めた会議を開催して、計画を立ててスムーズに対応できた。

実際に被災して、当事者となって、改めて「かきくけこ」(※)の重要性を実感した。

(※) 高田委員の資料により説明のあった、「か：仮置場、き：協定、く：組合・国・県・他都市との連携、け：計画、こ：広報」の意味。

(川本座長)

茨城県は東日本大震災の後も計画を作っていないかったのか。

(高田副座長)

関東では、首都直下型地震や南海トラフを考えているが、北関東は大きく被災しない想定なので、受け手側の姿勢で構えていたといえる。いずれは計画を作らなければいけないと認識していたが、できていなかった。そこに今回の被災となってしまった。

現在、茨城県は、県下の一般廃棄物処理施設の協力を照会・調整している。常総市は人口7万人程度の規模なので、産業廃棄物処理については県が管轄している。県内の産業廃棄物協会へ支援要請を出す役割を担っている。

(川本座長)

他に何かあるか。

(広島県)

平時からの備えとして、仮置き場の選定や廃棄物発生推量は重要である。広島県では、地震・津波対策に伴う仮置き場の選定や災害廃棄物発生量推計は済んでいるが、最近頻発している土砂災害

・豪雨災害に伴う廃棄物発生量の推計は検討中である。全国的にも災害廃棄物処理計画を策定している都道府県はあるようだが、推計というより過去の被災実績に基づいているようだ。環境省HP上に方法論は公表されていないようなので、策定の検討にあたって、手法等をご指導いただきたい。

(高田副座長)

地震等の廃棄物については、国でもグランドデザイン等で推計方法を示している。全壊家屋1棟当たりいくらか等の原単位は出ている。津波被害では、床上浸水で4.6トンなどの数字が出ている。しかし、水害の場合は、過去の被害のケースで割り戻して原単位を求めてみると著しく幅が出てしまう。災害種別や地域特性によって、最大4倍程度の差異が出る。事例は少ないが、災害種別、発生場所によっても原単位は違う。地域特性を加味して考えないと想定は難しい。例を挙げると、三重県では、津波被害は精緻に発生量推計を出しているが、水害には推計が触れられていない。災害時は、早目に災害被害棟数を把握したうえで、類似災害事例から似たような原単位を見つけて、処理実行計画に取り掛かるということになろうかと思う。計画策定の段階で明確な原単位の設定は、現時点では難しい。

(3) 調査の進捗報告及び今後の調査方針

議事の「(3) 調査の進捗報告及び今後の調査方針」について、事務局より資料3～5の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(川本座長)

ご質問いかがでしょうか。アンケートは、一通り纏めたものを第6回協議会で報告いただけるということか。

(事務局)

この資料に含まれていないその他調査も含めて第6回に報告できるようにしたい。

(事務局 上田統括官)

先般、四国ブロックの協議会の際に、資料5の6ページ●印の産業廃棄物処理許認可事業者について、一般廃棄物の許認可が取れているのか調べるという話があったが、どうなったか。

(事務局)

先週の四国の協議会で、環境省本省からご指摘いただいた点だが、今回は確認が間に合わなかつた。今後調べていく。

(産業廃棄物連合会)

災害廃棄物はすぐにリサイクルになるわけではなく、基本的に全部の分別が必要になる。今日は県と市の自治体から出席されているが、行政は平時には一般廃棄物しか扱っていない。通常、産業廃棄物を扱っていないので、行政は協定の中身を理解していないのではないか。災害時においては、

産業廃棄物と一般廃棄物の区別がない。一般廃棄物は、各市町村の権限に委ねるとなっている。産業廃棄物業者は県から許可を得て施設を持っている。一般廃棄物業者は運搬のみの許可しかなく、施設を持っているのは行政である。災害時においては、通常荷物があるのに、災害時の荷物を捌けるわけがない。だから国が特例を出している。産業廃棄物業者は、県から要請を受けて、どのように処理するかをプロとしてアドバイスするという形で協力する立場である。お金儲けでしているわけではない。あくまでも主体は行政である。災害が起きた時に、確実に行政だけでは処理できない。産業廃棄物業者は施設を持っているからこそ協力でき、スムーズな処理が可能なので、積極的に協定を結んで利用していただきたい。行政がもっと理解していただきたい。

東日本大震災の際の岩手県越前高田と大船渡においては、太平洋セメント、リマテックなどの産業廃棄物業者が処理したからこそ、スピーディに処理できた。宮城県福島県においては、ゼネコンに投げたために長い期間を要した。産業廃棄物業者が施設を持っていて、適正に処理できることを認識していなかったため、このような結果を招いてしまった。産業廃棄物連合会では、全国に多くの施設がある。この部分の理解を深めて、協議会に臨んでもらいたい。

(事務局 上田統括官)

大変心強いご意見をありがとうございます。これまで産業廃棄物処理業者に一般廃棄物である災害廃棄物処理を受け入れてもらうには、手続きが煩雑であった。それについては、環境省も認識しており、真摯に反省している。その点を改善して、資料1-2の3ページに今回の法改正での手続きの簡素化について記載している。今後、こういうものを受け手続きを進めて欲しい。お叱りを受けるのは、むしろ我々である。ぜひ今後もご協力を願いしたい。

(川本座長)

ご指摘いただいた最初の方で、リサイクルの話があったが、そこに時間の流れがあるというのはその通りなので、整理する時にその辺りも考慮していただきたい。

(4) 訓練について

議事の「(4) 訓練について」、事務局より資料6の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(高田福座長)

県での手順の中で、産業廃棄物業者の処理可能性について検討するという項目は出ているか。

(事務局)

資料6-2、フェーズ1-2：被災状況の把握の箇所に、④協定締結団体との協力可否確認として、ここに産業廃棄物業者も含めている。

(高田福座長)

大きな被害が出た時には、産業廃棄物業者にご活躍いただかないといけなくなるので、特出しし

て記載しておく方がいいのではないか。それから現実問題として、産業廃棄物処理施設も被災する懼れがあるので、協定が全て発動できるとは限らない。協定締結対象者の被害状況の確認という項目も追加する方が良い。

(事務局)

その部分を強調した表現に改める。

(産業廃棄物連合会)

訓練は参加可能か。

(事務局 岩田課長補佐)

訓練ワーキングは、この協議会メンバーで開催する。

(産業廃棄物連合会)

産業廃棄物業者が被害にあった場合、産業廃棄物連合会では全国他府県からの応援ができるが、その場合は再委託となるため、それが可能なのかどうか。東日本大震災の際は、限定で再委託が可能となった。産業廃棄物連合会では、再委託禁止を解いていただくことを要請しているが、その点も付け加えておきたい。

(事務局 上田統括官)

今まで気づかなかつたが、大変重要なポイントである。

3 その他

訓練ワーキングの際に、様々なご意見をお願いします。

事務局より、資料7、今後のスケジュールについての説明が行われた。

資料7の第6回協議会の時期を11月27日に訂正いただきたい。

(事務局 上田統括官)

本協議会の当面の公開・非公開について諮りたい。先ず、本日の資料の公開について確認したい。資料1については公開。資料2は、国立環境研究所の公表資料である。資料3～5は、確認途中の取扱注意の段階であり、最終的には公開するが、その前に関係者の皆様の確認を取る必要がある。したがって現時点では非公開とする。資料6－1、6－2についてご相談したい。災害廃棄物処理の訓練は、訓練手法そのものが確立されておらず、まだ第0回のような段階といえる。つまり訓練手法の開発中の状況であり、訓練当日も手探りで進められると思う。また訓練用とはいえ仮置き場の名称が出回る可能性があることも問題である。こうした中で、訓練当日にテレビカメラが入ると相当混乱すると思う。現段階では、本協議会とマスコミ双方にとってメリットがないと考えるので、訓練そのものは非公開とし、結果報告のみをマスコミに公開してはどうかと考えているがいかがでしょうか。尚、これを踏まえて、本日の協議会そのものは公開していない。本協議会の規約には、

原則公開だが必要があれば非公開にできると記載されている。

(川本座長)

その考え方で良いと思う。

全員異議なし。

4 閉会

次回訓練は10月22日に山口市で訓練ワーキングを予定している。来週月曜日には開催案内をお送りする。

以上

第5回災害廃棄物協議会（四国ブロック） 議事録

日 時 平成27年9月25（金） 14：00～16：00

場 所 愛媛県県民文化会館 第4会議室

議 事

- （1）大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（案）等について
- （2）平成27年台風18号等に係る災害廃棄物処理の現地調査報告（速報）について
- （3）調査の進捗報告及び今後の調査方針
- （4）訓練について

1 開会

中国四国地方環境事務所高松事務所上田所長より開会の挨拶が行われた。

事務局より資料確認が行われた。

2 議事

（1）大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（案）等について

議事の「（1）大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（案）等について」及びD.Waste-Netについて、事務局より資料1の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

（事務局 上田所長）

行動指針（案）はまだ案の段階ということで、行動指針を踏まえて各地域でも行動計画を考えることになると思うが、そのあたりのスケジュールはどうなっているのか。

また、D.Waste-Netを自治体で活用するしたらどうすればよいか。

（環境省本省）

大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会において、「行動指針（案）」が取りまとめられたことから、広く国民の皆様から御意見を募集するため、現在パブリックコメントを実施しているところ。その後、同検討会にお諮りして取りまとめ、年度末までに公表する予定。

同指針を踏まえ、各地域ブロックにおいて行動計画を策定していただく。そのスケジュール感については、概ね1～2年間で策定をお願いしたいと考えるが、各地域ブロック協議会等での検討状況を踏まえ、地方環境事務所と調整させていただく。

先日台風18号がもたらした水害による災害廃棄物対策では、早速D.Waste-Netを活用し、有識者の派遣を行った。今後の災害についても、被災現場の巡回視察や、現地対策本部等からの情報に基づき、必要に応じて技術的支援を行っていく。現状では、D.Waste-Netは環境本省で管理しているが、自治体が活用したい場合は、基本的に地方環境事務所を介してご相談いただきたい。

(高知県)

本県では、今後3年以内に県内全市町村が災害廃棄物処理計画を策定することを目指して、啓発講演や勉強会を行っている。その際、平時からの人材育成として、D.Waste-Netを通じて、無償によるアドバイザーの派遣は可能か。

(環境省本省)

ご指摘の通り、今回発足したD.Waste-Netは災害発生時の人的支援だけでなく、平時から災害対応力向上のための支援も行っていく。今後、人材育成のためのファシリテーター等を供給していきたいと考える。

D.Waste-Netの現状の登録者は、17団体と支援者10名ばかりとまだ少ないが、今後はネットワークの幅を広げていきたい。

(2) 平成27年台風18号等に係る災害廃棄物処理の現地調査報告（速報）について

議事の「（2）平成27年台風18号等に係る災害廃棄物処理の現地調査報告（速報）について」、国立環境研究所 高田客員研究員、日本環境衛生センター 宗技術審議役より資料2の説明が行われた。質疑応答は、特になし。

(3) 調査の進捗報告及び今後の調査方針

議事の「（3）調査の進捗報告及び今後の調査方針」について、事務局より資料3～5の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(環境省本省)

資料5で、ヒアリング対象事業所について、産業廃棄物許可事業者とあるが、一般廃棄物処理の許可を得ているかどうかの確認をしているか。

(事務局)

今のところ、一般廃棄物処理の許可は確認していない。

(環境省本省)

今回は法律改正を踏まえて、産業廃棄物業者も災害廃棄物の処理を行ってもよいとしたが、そもそも一般廃棄物処理の許可がなければ、設置許可が下りない可能性がある。確認した方がよい。

(事務局)

ヒアリング結果を踏まえて、次回に報告するようにしたい。

(4) 訓練について

議事の「（4）訓練について」、事務局より資料6の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(高知県)

高知県においてL1の2倍被災した場合の図上訓練とあるが、被災市町村は全市町村が対象となるのか。

(事務局)

そのように考えている。

(高知県)

訓練は、県内全市町村が被災した場合において、県として県内の全市町村に対する支援の実施と、県庁所在地かつ中核市である高知市の対応と2つの視点を持った訓練と考えればよいか。

(事務局)

高知市以外の被害状況を把握した結果、高知県内だけでは対応できないため他県へ応援要請するという判断を行っていただくシナリオとしている。高知県が県内市町村へ応援職員を派遣するということは、現在のところシナリオとして想定していない。

(高知県)

主たるフィールドを高知市に想定しているということでよいか。では、他の四国3県への支援を、高知市を中心に投入していくという想定ではないのか。

(事務局)

そのあたりは、まだ具体的に検討できていない。

(高知県)

資料6-1、2ページに、被害想定はL1の2倍規模とある。訓練の実効性を高めるために、災害廃棄物の処理をどうするのかということが最も重要と考える。災害廃棄物の発生量は、高知県では $1,000\text{万トン} \times 2 = 2,000\text{万トン}$ 、高知市で $500\text{万トン} \times 2 = 1,000\text{万トン}$ が被害想定の前提となるということでおいか。

(事務局)

そうである。

(高知県)

また、D.Waste-Netによる支援を受けずに、四国4県だけの形で訓練を実施するのかどうか。

(事務局 上田所長)

本訓練では具体的にD.Waste-Netの名前は出さないが、国の技術支援という意味で含まれている

ものと考えていただきたい。

(川本座長)

第1回のワークショップを行って、本番に向けて見えてくることもあるだろう。

(事務局)

訓練のシナリオは検証するごとに新たな発見がある。各位の立場・視点からご意見をいただきたいと考えている。訓練ワーキングは、様々な意見をいただく場と考えている。

(川本座長)

協議会後でも構わないので、事務局の方にご意見をお寄せいただきたい。

3 その他

事務局より、今後のスケジュールについての説明が行われた。

(事務局 上田所長)

訓練を含めた、当協議会の公表のあり方について諮りたい。まず本日の資料についての確認をしたい。環境本省の資料1は公開。資料2は公表資料である。資料3～5は取りまとめ中であるため、現状では取扱注意、非公開とする。

次に訓練について相談したい。1点は、仮置場の具体的な名称が出来てしまうことが問題である。もう1点は、訓練の手法が確立できていない現段階で、本番の訓練をマスコミにオープンにすると、混乱を招く恐れがある。災害廃棄物の訓練自体が手探りの状態であり、本協議会を含め各方面にとっても公開することにメリットがないと考える。したがって、今年度は、訓練の方法を確立する途中の段階と捉えて、非公開にした方がよいのではないか。この場合、資料6-1, 6-2は非公開とする。私見としては、訓練は非公開とし、訓練の結果報告のみを資料としてマスコミに公開してはどうかと考えている。

(川本座長)

個人的にはそれで良いと考える。いかがでしょうか。

(高田委員)

上田所長の意見で良いと考える。訓練の目的は、パフォーマンスのためではなく、災害対応力の向上である。災害廃棄物の訓練というのは、まだチャレンジングな段階といえる。兵庫県でも10月に訓練を実施するようだが、公開しないと聞いている。

また、中部ブロックの協議会にも参加しているが、幹事会と協議会で、公開、非公開をうまく使い分けて会議を開催しているようだ。

(事務局 上田所長)

補足であるが、本協議会は、規約の記載には、原則公開、内容により非公開にできるとある。本日の会議については、先ほど述べた事情により非公開としている。

4 閉会

次回は10月23日に高知市で訓練ワーキングを予定している。詳細は、改めて連絡する。

以上

第6回災害廃棄物協議会（中国ブロック）議事録

日 時 平成27年11月27日(金) 14:00~16:00

場 所 国際ファミリープラザホール 2階多目的ホール

議 事

- (1) 災害廃棄物の処理や再利用を行えるブロック内事業者に関する調査（経過報告）
- (2) 被災地ヒアリング（災害廃棄物処理）の報告（経過報告）
- (3) 第1回訓練のまとめと修正内容について
- (4) 第2回訓練について
- (5) 今後の調査事項

1 開会

中国四国地方環境事務所内人事異動により、11月より廃棄物・リサイクル対策課課長として山本課長が着任した。

中国四国地方環境事務所 上田保全統括官より開会の挨拶が行われた。

事務局より資料確認が行われた。

本日は座長の川本先生が欠席のため、これから議事の進行につきましては、高田副座長にお願いする。

2 議事

- (1) 災害廃棄物の処理や再利用を行えるブロック内事業者に関する調査（経過報告）について
- 事務局より資料1の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

（事務局 上田保全統括官）

資料1は、個別企業名が表記されていて、特に「受け入れられない」といった後向きな発言が見られるため、取扱注意とする。最終的に報告書にまとめる際には公表用に表現を改める。

（宗委員）

資料1の2~5ページは、実際の災害発生時に大変役立つ資料である。民間事業者のリサイクルの受入先が多いほど災害廃棄物の処理は円滑に進む。今後もこの調査が継続されるのであれば、引き受けの可能性の確認をお願いしたい。

8ページにまとめられているが、紙類は災害廃棄物ではきれいな状態のものはないので製紙工場では（原料としては）難しい印象がある。セメント工場については受入条件があるので、どのような手順で受入量や質を判断されるのかといったことや、受入のための検討期間などを明示することも重要な情報になる。木質系は東日本大震災の際にも実績があるが、具体的な受入条件を明確にしたい。木質系バイオマス発電については、現状受入れていないという報告があったが、東日本大震災の際、岩手県ではバイオマス発電業者から積極的な働きかけがあり、一時は実現しかけていた。結局、様々な理由から実現しなかったのだが、中国ブロックでも可能性を開拓していっていただき

たい。7ページにあるように、金属精錬工場ではガラス系の処理困難物の受入先として考えていくべきよいと思う。今後、リサイクルを受入れてくれる事業者を、実現可能な形に内容を深めていっていただきたい。

(産業廃棄物協会連合会)

リサイクルするには分別しなければならない。災害廃棄物はそのままではリサイクルできない。分別することが受入条件であり、分別することによりリサイクルの幅が広くなる。

また、東日本大震災の際には特例的に緩和されたが、災害廃棄物の越県規制と再委託の禁止が課題となった。我々連合会では47都道府県に施設があり、広域に対応可能であるので、今後そのような細部まで詰めて検討いただきたい。

(事務局 上田保全統括官)

この調査結果については、あくまで1回目のヒアリングであり、このまま終わるつもりはない。今年度は難しいかもしれないが、今後、どういう条件なら可能なのかというところを解きほぐして、この結果を皆さんに使っていただけるように波状攻撃をかけていきたいと考えている。

(藤原委員)

東日本大震災の際、岩手県ではきれいな木材は柱材としてリサイクルされていた。必ずしも燃料にするのではなく、そのもの自体を再利用するといった事例があったので、細かく見ていった方が良い。大企業のみでなく、前処理を行うことができるような事業者も含めたネットワークを使いながら流通を考えると良い。

(高田副座長)

より実現性を高めていくということで期待したい。

(2) 被災地ヒアリング（災害廃棄物処理）の報告（経過報告）について

事務局より資料2の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(高田副座長)

被災自治体ヒアリングの報告であったが、広島県・広島市より、ヒアリングまとめについて補足などがあればご意見をいただきたい。

(広島県)

発災直後、大きな被害ということで、県でも土木部局を中心に動いていた。市の方でも下水道局、土木部局を中心に動いていたようなのだが、県の方に情報が入ってこなかった。国の現地災害対策本部に環境省も来ていたようであるが、どのラインで対応を行うのか、県にも市にも情報が伝わっていなかった。詳しい情報がない中で、混乱が生じた。発災直後、どこの部署がメインで動くかとい

うことは重要である。現在、広島市では災害廃棄物処理特別チームを編成しているように、こうした窓口一元化は重要なファクターとなる。

また、現在の災害廃棄物処理の補助要綱には、諸経費という項目が示されていない。特に大規模災害では、委託事業というより、むしろ土木工事に近い体系になる。

今後、要綱等で諸経費について個別に整理していただけると、円滑な災害廃棄物処理対策が図られると思うので、検討していただきたい。

(広島市)

資料2、2ページ「イ 広島市《主なポイント》」の◎4つ目の項目で、廃棄物処理実行計画の大枠を早期に整理することが肝要という部分を補足説明させていただく。

8月20日に発災して、9月5日に概ねの工程表を作成し、その後、当初の実行計画を策定した。それは処理を1年半くらいでやり遂げるという、当時としては夢物語のような工程であった。

中間処理業務を実行するためには、設計、入札手続を経る必要がある。設計に約1ヶ月、WTO政府調達の一般競争入札の公募に約1ヶ月を要し、実際に契約締結は11月27日であった。総合評価方式であったため、実際の処理内容については事業者の提案内容を審査して決めるため、入札手続きに時間を要した。実行計画を具体的な内容に改定するにはその後になってしまふが、被災者や仮置場等周辺住民の方が一番に工程の情報を必要としている。今回のケースでは、当初に作成した実行計画の情報が地元住民の方へ流れていって、「1年半であれば災害だから仕方ないね」といった声を聞くことができた。早い段階で大枠の実行計画を示すことが安心に繋がり、住民の理解を引き出す役割にもなるということを実感した。

(3) 第1回訓練のまとめと修正内容について

事務局より資料3、4の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(高田副座長)

山口市での訓練ワーキングでのご意見の取りまとめと対応方針を示した資料、それを踏まえた2回訓練に向けての修正の説明であった。詳細でなく大枠でのご意見を中心にいただきたい。

(山口市)

山口市では、平成21年、平成25年に激甚災害指定を受けているが、その際、市内で死者は出なかった。先日の訓練ワーキングで広島市と同席し、思い出の品の展示について紹介があったが、当方には抜けていた視点であった。この点を手順に織り込んではどうか。

(事務局 上田保全統括官)

実際の災害では重要な視点であり、この手順には抜けている。

ただし、基本的な手順を確認するという訓練の趣旨を踏まえ、今回手順として入れるかどうかは持ち帰り検討とさせていただきたい。

(藤原委員)

災害が発生した際に、国・県・市のどのラインが中心になって動くか協議する場の設置が必要ではないか。本日、広島県・市の事例紹介により共有された点について、災害が発生した頃には自治体担当者が認識できていない可能性もあるため、発災当初に災害廃棄物処理に関する対応方針を協議・確認する手順が重要になるのではないか。

(事務局 上田保全統括官)

連絡体制の確認・確保は、資料4のフェーズ1-1全体がそれに対応している。国・県・市で実際の方針を確認し合う場というのは、フェーズ1-6の7あたり、「広域支援本部」と書かれている部分に、国・県・市も含まれる。

(藤原委員)

発災してから連絡が発生する前に、何時間以内に、それらの体制を確立しておくかということが重要だと感じた。

(事務局 上田保全統括官)

連絡体制なり窓口の確立は、フェーズ1-1にあるように、発災後1時間以内というのが目安である。広域連携体制の処理の方針については、ある程度、廃棄物の発生量等が分かった上でないと調整できないので、その辺りについてはもう少し後のタイミングで、フェーズ1-6に盛り込んでいくという理解。

(4) 第2回訓練について

事務局より資料5、6の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(藤原委員)

今回の訓練の様子をビデオや音声で記録を取るのか。一般的に訓練では、どこでつまずいたとか、どこがスムーズにいったのかということが後で分かるようにビデオに取って見直したりということをよく行ったりするが、今回はそういった仕掛けを考えているか。

(事務局)

各テーブルについて音声等による記録は予定しているが、ビデオ撮影は考えていない。その代わり、ご指摘のあったような点について記録するポイントを事前に十分共有した上で、テーブルごとに訓練の記録を残してもらうことを想定している。

(藤原委員)

訓練はかなりのスピードで進むので、記録係が大変ではないか。ビデオ撮影もご検討いただければと思う。

(高田副座長)

チャレンジングな訓練を行うにあたり、今後、様々な機会に発信していくかもしれない見えを据えて、映像を残しておくという意味もあるので、ご検討いただきたいと思う。

訓練ワーキングの際、当初は、できるのかどうか不安だったが、実際には熱心に議論されていた様子であった。次回訓練は2月に控えているが、1回目の意見が反映されて、より現実に近い形になっているはずである。新たな気づきなどを持ち帰って活かしていただきたい。

(5) 今後の調査事項について

事務局より資料7の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(高田副座長)

今後の調査内容の中身については、訓練後の最終の協議会で報告いただけるのか。

(事務局)

その予定にしている。

3 その他

事務局より、資料8今後のスケジュールについての説明が行われた。

(事務局 岩田課長補佐)

セミナーは協議会とは異なり旅費は出ないが、県の担当者は、市町村や一部事務組合、産業廃棄物協会は組合員などへ、広く周知して欲しい。

訓練は、1機関2名までの旅費を負担する。3名以上の旅費は出ないが、自治体によって柔軟に参加者を決めて欲しい。

(事務局 上田保全統括官)

公開・非公開の取り扱いについて再度確認。

本年度の訓練は非公開とするため、本日の協議会は非公開としている。本日の資料についても、資料1、2は取扱注意である。資料3～6は訓練について書かれているので非公開である。資料7は取扱に注意いただきたい。一方、1月のセミナーは協議会の行事ではなく、完全公開である。また、3月の第7回協議会については、本協議会は原則公開となっているので、訓練が終わった後でもあり、基本的にオープンにしたいと考えている。すなわち、マスコミにお知らせし、取材したいという者がいれば入れる。ただし、第7回協議会の資料については、精査した上で一部非公開ということはあり得る。これについて何かコメントはあるか。

(特になし。)

4 閉会

年明けにセミナーや訓練を予定している。詳細は、改めて連絡する。

以上

第6回災害廃棄物協議会（四国ブロック） 議事録

日 時 平成27年11月20日（金） 14:00～16:00

場 所 わーくぴあ徳島 本館502

議 事

- (1) 災害廃棄物の処理や再利用を行えるブロック内事業者に関する調査（経過報告）
- (2) 被災地ヒアリング（災害廃棄物処理）の報告（経過報告）
- (3) 第1回訓練のまとめと修正内容について
- (4) 第2回訓練について
- (5) 今後の調査事項

1 開会

中国四国地方環境事務所内人事異動により、11月より廃棄物・リサイクル対策課課長として山本課長が着任した。

中国四国地方環境事務所高松事務所 上田所長より開会の挨拶が行われた。

事務局より資料確認が行われた。

本日、出席予定であった国土交通省四国地方整備局企画部防災課 松浦委員、高知県 林業振興・環境部環境対策課 中平委員が欠席となった。

2 議事

- (1) 災害廃棄物の処理や再利用を行えるブロック内事業者に関する調査（経過報告）について
- 事務局より資料1の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

（川本座長）

大規模災害が発生したという前提で質問をされていると思うが、日常的な操業の枠を出ると難しいといった回答が多く、非常時であるという前提がとんでいる気がする。

（事務局 上田所長）

私もご指摘の通りの同じ印象を持った。ただし、条件が揃っていれば受け入れる可能性はあるところで、災害時に受け入れを考えるきっかけになればと思っている。本調査結果は、今後自治体と協定を結んでいただくための基礎的なデータであると考えている。現状難しいが、可能性があるということは示していると思う。

（貴田委員）

受入れることが可能な条件を具体的に聞く方が良いのではないか。セメント工場で、成分調整があるから、受入れが限定的になるというのは当然である。塩分濃度は避けることができない問題で、東日本大震災時には1%以下という基準を定めていた。塩分かぶりの木質については、受入れ可能

な品質基準を聞かなければ、一般的には断られる気がする。また、次回は木質系について、生木をそのまま使えるかどうか確認してほしい。生木は水分を多く含むもののチップ化は可能であると思われる。東日本大震災の際には、仮設ボードとして開発されたように聞いている。このように、受入れ品質によって、どのような製品が製造できるかについては、今後の研究開発テーマになると思う。

(宇和島市)

災害は海岸に近いところで発生することが多い。仮置場の確保が問題になるが、仮置場が設置されるまでは、海岸近くに廃棄物を保管することになると思う。例えば、畳は発火する恐れがあるので、ポンプで海水を汲み上げて水に濡らすなどの応急措置が必要になるが、その場合、塩分が増えることになる。ヒアリング結果を見ると、受入れについてどこも受入れ不可と言われている気がする。結局、埋立か焼却処理しかないのかと思う。

(事務局)

災害を想定した質問なので、どの事業者も慎重な回答になりがちであった。また、産業廃棄物処理事業者ではないので、リサイクル製品の品質を確保しないといけないという意見もあった。受け入れ品質については、1回目のヒアリングということで十分に聞くことができなかつたが、次年度以降、もう少し具体的に聞ければ良いと思う。

(高田副座長)

東日本大震災の時は、大船渡の太平洋セメントが、3つのセメントキルンのうち、損傷がなかつた山側のキルンを焼却炉として使用した。これは、企業の社会貢献として使用されたもので、このように実際に災害が発生した際は、使うことができるものは使う、再生品のグレードを変更するなどもあり得るので、それほど悲観的になることはないと思う。ヒアリングをしたことで、自治体にとっては、このような企業に相談すれば良いというヒントになったと思うし、企業側にとっても、災害時のことを考えていただくきっかけになったと思う。次年度以降、詳細の確認をしていけば良いので、悲観的になることはない。

(宗委員)

東日本大震災の際、セメント工場や木質の施設は受入れた実績がある。したがって、今回でもセメント工場や木質系施設は受入れてくれる可能性はある。セメント工場は、条件によっては難しい部分もあるので、実際は、性状を確認した上で、その性状に応じてどう受入れられるかを相談しながら決めることになる。今の時点ではこのような回答になるのは仕方がない。製紙工場と金属精錬工場については、東日本大震災において受入れた事例がなかったと思う。製紙事業者においては、チップ加工業者の受入れが鍵を握るかと思う。金属精錬について電気炉で受入れができる処理困難物に興味がある。

(事務局)

資料1の7ページ目に詳しく出ているが、製紙事業者の専門業者の発言はその通りである。電気炉で受け入れられる難処理材については、ヒアリング結果にも示しているように、1,000°Cで溶けないガラスくずや砥石くずなどが挙げられる。但し、電気炉については非常にコストがかかるので、普通の焼却炉ではどうしようもできない難処理材について電気炉を使ってはどうかという提案であった。

(宗委員)

東日本大震災の際には、ガラスくずは安定型処分場による埋立をしたと思うので、埋立しないで処理する方法として、溶融できると幅が広がるよう思う。

(事務局 上田所長)

今回のヒアリング調査で終わりではなく、第2、第3ラウンドは考えている。1回目はこれくらいと考えており、来年度になるかもしれないが、今後、具体的に突っ込んでいきたいと思う。また、県・市の方からも、管内の企業に対してアプローチしていただいてもよいと思う。

(2) 被災地ヒアリング（災害廃棄物処理）の報告（経過報告）について

事務局より資料2の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(貴田委員)

今後、訓練を実施することを見据えて、被災地へのヒアリングを実施したと思う。津波災害を想定して、気仙沼市へのヒアリング実施や、宮城県へのヒアリング予定とあるが、東日本大震災の際には仙台市が先導したのだが、なぜ気仙沼市を選定したのか。規模や場所などの観点からだろうか。

(事務局)

仙台市に対してもヒアリングを行うなど対照先を広げた方がよいか。

(貴田委員)

四国内に100万人都市がないので、必ずしも仙台市に行った方が良いわけではない。石巻市など、様々な被災都市がある中で、どのような都市に聞くのが良いのか、尋ねたまでである。

(高田副座長)

四国の海岸線での被害を想定すると、気仙沼市は漁業の町であり、また都市規模を見てもヒアリング先に相応しい都市だと思う。環境部局中心で対応した釜石市、役所が壊滅した中で対応した陸前高田市は候補になる。仙台市も被害は大きかったが、中心部には被害を受けていない地域もあり、精力的に資源を投入して処理をしたという事例で参考になる。様々な要素があるが、気仙沼市の話は四国ブロックの参考になると思う。

(徳島市)

資料2の8ページの「(コ)今後へむけて」のところで「市町村をこえて」という記載があるが、どのような対応をしていけばよいのか、内容をもう少し詳しく教えてほしい。

(事務局)

応援市と協定を結んでいれば、応援市が認可している産廃事業者の支援も頼めたという意見である。

(産業廃棄物協会)

産廃事業者について、中核市以外は県全体での認可になる。

(事務局)

気仙沼市は隣接市が他県になるという特殊事情があったと聞いている。

(産業廃棄物協会)

災害廃棄物の処理・処分は、以前は事前に許可が必要であったが、法改正により事後の許可、届け出も可能になった。環境省が考慮してくれていることについて、ありがたく思う。

(3) 第1回訓練のまとめと修正内容について

事務局より資料3の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(産業廃棄物協会)

マニフェストの活用についての記載があるが、発行元、ルートを決めておかないといけない。マニフェストは元々は排出事業者が作ることになっている。

(事務局)

ここでは、マニフェストそのまま活用するのではなく、マニフェストの様式を活用できないかを検討したいと考えている。

(川本座長)

この意見は、資料4に反映されているか。

(事務局)

反映している。

(川本座長)

では、ここでの意見を踏まえて、次の議題の第2回訓練について説明してもらい、その際に、第

1回の訓練についても意見をいただければと思う。

(4) 第2回訓練について

事務局より資料4～6の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(川本座長)

前回の訓練ワーキングに参加された方もいるが、何か意見はないか。実際に体を動かしてみないと意見が出にくいかかもしれないが。

(事務局)

これまでに防災に関する何らかの訓練を経験された方はおられるか。

(原子力防災の関係での訓練として愛媛県と宇和島市が挙手)

(川本座長)

前回のワーキングにおける意見を踏まえた修正手順となっている。机上より実際の訓練ということになる。次回、この打合せを踏まえ、訓練に臨むということで良いか。

(事務局)

その通りである。訓練当日は最初の40分間ほど進め方について説明したい。粗方のシナリオ案ができた時点で、事前に参加者に送り、目を通してもらうようにしたいと思う。

(貴田委員)

緊張感のある訓練になると思う。参加者に意見を書いてもらうことになっているが、できれば事前に、各フェーズの目的を明確に記載した方が良い。例えば、どれだけの量をどう処理し、広域連携の必要可否の判断材料となる処理可能量の推計が重要である。可燃か不燃かは自治体の意識によって変わる。何でも燃やそうという宮城型や、不燃物を再利用しようという岩手型などがある。シナリオのそれぞれのフェーズで目的を記載してもらうと、意識が高まると思う。訓練は訓練として、ゆくゆくは自らの処理計画を策定するといったように意識を高めることができればと思う。

(事務局 上田所長)

各フェーズの「命題」が何であるかを整理し、示すようにしたい。

(5) 今後の調査事項について

事務局より資料7の説明が行われた。説明ののち、以下の通り意見交換がされた。

(川本座長)

広範な調査になるが、よろしくお願ひしたい。

3 その他

事務局より、資料8今後のスケジュールについての説明が行われた。

(事務局 岩田課長補佐)

セミナーは協議会とは異なり旅費は出ないが、県の担当者は、市町村や一部事務組合、産業廃棄物協会は組合員などへ、広く周知して欲しい。

訓練は、1機関2名までの旅費を負担する。3名以上の旅費は出ないが、自治体によって柔軟に参加者を決めて欲しい。

(事務局 上田所長)

本日の協議会は非公開で、資料の一部は取扱注意である。一方、セミナーは協議会の行事ではなく、完全公開である。第7回協議会は、訓練後であり、協議会の元々の「原則公開」のスタンスに立ち返って、基本的に公開にしたいと考えている。つまり、マスコミにお知らせを投げ込み、取材したいとの要望があった社は入れるようにする。何か意見はあるか。

(川本座長)

特に意見はないようなので、その通りに進めていただきたい。

4 閉会

年明けにセミナーや訓練を予定している。詳細は、改めて連絡する。

以上

第7回災害廃棄物協議会（中国ブロック） 議事録

日 時 平成28年3月10日（木） 14：00～16：00

場 所 コープP & S オルガホール

議 事

（1）調査検討業務 とりまとめ案について

特に、未報告の下記の点

- ・関係者アンケート調査結果（未報告部分）
- ・災害廃棄物に関する協定の分析（追加部分）
- ・仮置場確保の事例（東日本大震災での民有地活用の事例）
- ・図上訓練の手法開発（H27年度試行結果と訓練手法作成マニュアル）

（2）次年度以降の進め方について

1 開会

上田所長より開会挨拶後、事務局より資料確認等が行われた。

（事務局 岩田課長補佐）

資料1、2は公開、参考資料は非公開なので、取り扱いにご注意願う。

ここからの進行は川本座長にお願いする。

2 議事

（1）調査検討業務 とりまとめ案について

（川本座長）

議事（1）「調査検討業務 とりまとめ案について」、事務局から説明をお願いする。

（事務局・MURC）

本日は、資料1の目次の第1の1～5について追加した内容、訓練に関する内容を中心にご説明する。

参考資料は、東日本大震災等の被災自治体へのヒアリング結果をとりまとめている。これは非公開資料であるので、このような形で別資料とさせていただいた。

（資料1、参考資料を用いて説明）

（川本座長）

今の説明について、特に前半の調査部分について、何かご意見はあるか。

（広島市）

仮置場について中国電力の話を聞かれているので、それに関して補足する。

一昨年に発生した本市の土砂災害の廃棄物処理については、今年2月末で無事終了し、現在、中間処理施設の場所の原状復旧を行っており、皆様方には感謝申しあげる。

仮置場の件について、災害発生当時は、廃棄物を置ける所であればということで中国電力研修施設のグラウンドも利用させていただいたが、仮置場については原状復旧を見据えて選定することが大事である。中国電力のグラウンドでは、芝生が特注であったことや、地下に排水管が埋設されていることを把握できなかつたこともあり、現状復旧には、予定より時間や経費がかかっている。仮置場については、まずは市の土地、次に県や国の土地を利用し、それでも不足する場合は民有地という順序が望ましいと思う。

また、一次仮置場から二次仮置場への運搬について、今回、二次仮置場が被災地から少し離れており、地元住民等から、何故ここで処理をという意見もあったことから、運搬には高速道路を利用し、できるだけ一般道路利用を避けることにより、苦情はほとんどなく、処理を無事行えることができた。

以上、実際の経験を踏まえた意見を述べさせていただいた。

(川本座長)

報告書の3ページで発生量推計をしていない理由などが記載されているが、これはいつ時点での調査か。

(事務局・MURC)

今年度の調査結果である。

(宗委員)

64ページに訓練の振り返りシートの結果が示されており、今後、自分の所属組織で訓練をやりたいかという質問では、「とても思う」「思う」と回答した人が多数を占めている。その中で「どちらともいえない」という回答の人もいるが、その理由として「小さな自治体なのでできない」「実施できる体制やノウハウがない」といったことが挙げられている。訓練後にも意見を言ったが、いざ災害が発生した際に、被災市町村が実際に動けるかどうかというのが大事なポイントである。したがって、各自治体が、今後、訓練を実施することは重要だと思う。その意味で、78ページからの訓練手法の作成マニュアルは役に立つ。特に初動期が混乱するので、初動期に慌てずに動けるような訓練が大事だと思う。そこで、訓練手法の作成マニュアルをもとに小さな自治体でも実施できるように、作成例の作成を今後検討戴けたらと思う。例えば、初動期の組織の立ち上げ手順だけに絞った細切れのマニュアルの作成例が考えられる。今回実施した訓練は、時間の関係でいくつか手順をはしょっている部分もあったが、作成例ではより詳細なものを検討いただけたらと思う。

(川本座長)

全体を通して意見をいただければと思う。

(広島県)

今回、広島市の土砂災害の事務もしつつ、本協議会にも参加し、協議会では日頃の備えの必要性などの勉強をさせていただいた。災害時には、災害廃棄物処理はもちろんだが、意外に補助金関係についても準備する必要があると思う。行政が補助金に関わる事務量は大きく、特に都道府県は災害時の事務としてかなりのウエイトを占める。災害規模によっては復興に長期間かかる場合も多く、繰り越し事務も発生する。恒常的な施設整備の交付金とは異なり、緊急性に加え、補助金に対するノウハウが無かったため難しかったという実感もある。今後、補助金事務の部分も、協議会の中で知見を深め、共有化していくかと思う。広島県としても情報提供できる部分はあると思う。

(事務局 上田所長)

宗委員から発言のあった発災の立ち上がり部分などにおける細切れマニュアルの作成について、なるほどと思ったが、まずは各自治体のニーズの把握が必要かと思う。目的に応じたマニュアル作成が基本であり、そのようなことの記載は補足できればと思うが、たちまちに細切れマニュアルを作成するというのは難しい。

あと、広島県の意見について、今回の訓練では、補助金事務を見据えできるだけ記録をとるという手順を加えている。実際の補助金事務まで訓練に盛り込むのは少しやり過ぎの気がする。

(広島県)

今年度、訓練マニュアルに盛り込むことまでは考えていないが、今後災害が発生した際に被災自治体が困ることの無いよう、来年度以降知識共有をする場があればした方が良いと思う。

(事務局 上田所長)

今年度の追加調査は難しいが、必要あれば来年度の調査に盛り込むことは考えられる。あるいは、本業務と別業務で、広島市の土砂災害廃棄物処理の記録誌作成も実施しているが、その業務の中で整理するということも考えられる。

(事務局 岩田課長補佐)

毎年セミナーを開催しているが、そのメニューとして、国等から補助金の話をしてもらうことも1つの方法かもしれない。

(川本座長)

本資料はとりまとめ案というタイトルだが、最終、どのような形に仕上がるのか。

(事務局・MURC)

委託業務の報告書という形で、中国、四国合わせて取りまとめようと考えている。また、内容について、最終確認させていただこうと考えている。

(2) 次年度以降の進め方について

(川本座長)

それでは、議事2をお願いします。

(事務局 上田所長)

(資料2を用いて説明)

(川本座長)

来年度、協議会として想定される回数は2～3回と思うが、幹事会の頻度はこれから検討されるのか。

(事務局 上田所長)

必要に応じて開催することを考えている。協議会にお諮りする内容について議論いただくというような形になると思うので、協議会と同程度の回数と考えている。

(川本座長)

来年度の進め方について皆様に理解いただけたと思うので、よろしくお願いしたい。

「3 その他」からは、事務局の方で進行をお願いしたい。

3 その他

(事務局 岩田課長補佐)

今年度のモデル事業として、広島市の土砂災害の記録誌作成マニュアルの検討を進めており、その事業については、日本環境衛生センターにお願いしている。

ここで、その担当者である日本環境衛生センター堀内課長と広島大学奥田先生からマニュアルについての説明をお願いしたい。

(日本環境衛生センター堀内課長、広島大学奥田先生)

(「非常災害による災害廃棄物処理に関する記録誌作成マニュアル／ガイドライン（土砂災害編）（案）」を用いて説明)

(日本環境衛生センター堀内課長)

本マニュアルは未完成であるが、最終ページに連絡先を書いてあるので、3月17日（木）までに意見があればいただきたいと思う。極力意見を反映して、できるだけ自治体の方に使いやすいものにできればと考えている。

(事務局 岩田課長補佐)

ご協力をお願いしたいと思う。

今後のとりまとめまでの予定について、本日のご意見を踏まえ、資料の修正を行い、修正した資料に、これまでの協議会の議事録やヒアリングメモ等を資料編として一冊にし、報告書としてとりまとめ。報告書は3月中にとりまとめたいと思うので、短時間で恐縮であるが、資料確認のご協力をお願いする。

最終完成した報告書については、協議会メンバーやブロック内の全市町村に郵送する予定である。

(広島市)

先ほどの説明のように、広島市の土砂災害について、記録誌を作成いただいている。

できるだけ、当市の経験を皆様にお伝えし、参考にしてもらえばと思っている。

あと、災害時には、とにかく写真を撮影した方が良い。今回、当市でもなかなか使える写真がなかった。使えないと思うような写真でも、後々、使えることもある。

4 閉会

(事務局 岩田課長補佐)

記録誌については今年度中に完成する予定なので、来年度の第1回目の協議会で、おそらく記録誌を配布できると思う。

それでは、第7回災害廃棄物協議会を終了する。ありがとうございました。

以上

第7回災害廃棄物協議会（四国ブロック） 議事録

日 時 平成28年3月1日（火） 14：00～16：00

場 所 高松センタービル TCBホール1（大ホール）

議 事

（1）調査検討業務 とりまとめ案について

特に、未報告の下記の点

- ・関係者アンケート調査結果（未報告部分）
- ・災害廃棄物に関する協定の分析（追加部分）
- ・仮置場確保の事例（東日本大震災での民有地活用の事例）
- ・図上訓練の手法開発（H27年度試行結果と訓練手法作成マニュアル）

（2）次年度以降の進め方について

1 開会

上田所長より開会挨拶後、事務局より資料確認等が行われた。また、当初出席予定であった、廃棄物資源循環学会理事 貴田委員、東かがわ市 市民部環境衛生環境課 課長 大谷委員が欠席となつた旨説明あり。

（事務局 岡本課長補佐）

資料1、2は公開、参考資料は非公開なので、取り扱いにご注意願う。

ここからの進行は川本座長にお願いする。

2 議事

（1）調査検討業務 とりまとめ案について

（川本座長）

議事（1）「調査検討業務 とりまとめ案について」、事務局から説明をお願いする。

（事務局・MURC）

本日は、資料1の目次の第1の1～5について追加した内容、訓練に関する内容を中心にご説明する。

参考資料は、東日本大震災等の被災自治体へのヒアリング結果をとりまとめている。これは非公開資料であるので、このような形で別資料とさせていただいた。

（資料1、参考資料を用いて説明）

（川本座長）

ありがとうございました。今の説明について、訓練とそれ以外に分かれると思うが、訓練より前

の部分について、何かご意見はあるか。

(川本座長)

P.8のアンケート結果について、2014年度の調査結果では協定を締結しているが7市だが、2015年度で6市に減ったのはなぜか。

(事務局)

これは、アンケートの調査結果をそのままグラフにしており、回答個表がこのような結果であつた。これ以上細かい質問をしていないので、どうしてこのような結果になったかについて、理由までは把握していない。

(川本座長)

民間のセメント工場等、廃棄物が大量に出た際に受入れ可能かを聞いたヒアリングがP.41～P.44にかけて記載されている。以前の協議会でなかなか厳しい回答だといった記憶がある。前回以降に追加の調査を行ったのか。

(事務局・MURC)

本年度は、その時以降、追加のヒアリングは行っていない。事業者の方に、もう少し協力いただけないかと感想が皆さん感じられた内容であると思うが、第1弾としてはこのような結果である。

(川本座長)

この回答内容からは、平時の受入れ基準で答えているように見受けられる。

それでは、訓練について、ご意見・ご質問はないか。

(高田副座長)

順番がさかのぼるが、民間企業へのヒアリングでは、処理への協力に関して、処理業者・製造業者で手伝っていただけるところに対し、期待をかけてヒアリングしている。しかし、そういったことだけでなく、廃棄物処理に関係がなくとも、市内・県内の大規模な製造業者に廃棄物処理でどのような役割を果たしていただけるか、自治体には間口を広げて考えていただきたい。

環境保全協定を結んでいれば、廃棄物の観点でしていただけることを協定の改訂時に加える。有害物を扱う製造業者には、それらの対処を速やかに行い、モニタリングをしていただく。海岸近くに工場があり、被災する可能性がある場合に企業側に対策を強化していただくなどのこともあります。これらは結果的に各自治体の廃棄物処理の難易度に影響してくるので、それらの観点も、今後、民間業者との協定・協力をするうえでは考えていただきたい。

訓練については、試行的ではあったが、初年度から頑張ってよくここまでできたなと思う。事務局の周到な準備と、高知県、高知市の協力と、参加者の皆様の積極的な参加意欲の成果であると思う。今後の継続も重要と思う。

また、今回の訓練の取組について、本日の資料や報告書として取りまとめたと、単に所属に持

ち帰るのではなく、もう一度訓練の時に感じたことを思い出してもらひながら、今後の各組織の中での体制強化に反映していただければと思う。

(宗委員)

資料1のP.37。これは前の協議会で説明されたことで今回説明はなかつたが、仮置場のリストアップがなかなか進んでいない状況がある。仮置場の用地確保が重要でありかつ課題であると認識をしている。この現状把握については、継続して調査をしていくことが重要であるとともに、県や市町村で仮置場を確保するために支援をしていくことが重要である。

(事務局 上田所長)

訓練については、事務局としてもある程度うまくいったと思っており、そのような評価をいただけたことに安堵している。

仮置場の用地確保については重要であることは認識しているが、現状では、用地確保に関する支援メニューについては思ひついてない。

なお、今回の訓練では、仮置場の候補地はリストアップしているものという前提で実施した。各委員からも「当然リストアップしていることが前提であるべき」というご意見があつたことを踏まえたもの。もし仮置場のリストアップがない状況から始めたとすると、用地確保だけで相当の時間を食ってしまう。その点、各自治体にもご認識いただければと思う。

(松山市)

仮置場については民有地もあるが、まずは官有地を優先して確保していくこととなる。しかし、官有地となると、仮置場以外にも避難所等ほかの災害対応のための用地としても活用されることが考えられ、重複する。また、実際に仮置場として使用するとしても、すぐ隣に避難所があると使用しにくくなるなどの問題も発生する。別の会議で参加した広島市では、先般の土砂災害の際に、最終的に海岸沿いの用地を確保したものの、横に福祉施設があったため、運営時に苦労したとの話を聞いた。

民有地を仮置場として使用する場合は、市の用地交渉担当に任せることで対応はできるが、事前の地質調査の必要性や、どういう対応でどういう点を交渉のポイントとするかなどをマニュアルのような形でまとめてもらうと非常に助かる。

民有地の確保について、何か参考になる事例があれば教えていただきたい。

(事務局・MURC)

参考資料のP.9に、関西広域連合と関西ゴルフ連盟の協定を紹介している。協定書の中に災害廃棄物の仮置場という文言はないが、考え方としてゴルフ場の駐車場を仮置場として使用することも可能と解釈もできるということである。同様に徳島県ゴルフ協会にも話を聞いたところ、関西ゴルフ連盟と同様であると言うことで、協力できないというわけではないと言うことである。

もう一つの事例として、昨年度の広島土砂災害の仮置場として、中国電力の多目的グラウンドを提供された。地域貢献という意味も込めて支援したことである。

なお、参考情報として、自治体でも運動公園や小学校等のグラウンドを仮置場で候補地として考えられているところがあると思うが、中国電力の事例のように地下に埋設された排水管が割れたりすることがあるようで、留意する必要がある。

(事務局 上田所長)

いまMURCからご説明したように、仮置場の確保に関しては、ヒアリング結果など、すでに一定の素材はあるので、中国四国ブロックとしてヒアリングなどを行うなど、大規模に何か調査等を行うという認識ではない。しかし、仮置場の確保が重要であることは、共通認識であるので、そういったマニュアル等が欲しいということであれば、すでにある素材を加工して作ってみることは検討したい。

(宇和島市)

訓練については、時間が非常に短く、シナリオの最後まで実施できず、尻切れ蜻蛉になった。例えば、午前中に2時間ぐらいやって、午後いっぱいをかけて訓練した方が良かったと思う。

仮置場について、東日本の事例の漁業者からの苦情のように、隣接地との関係で移転をするということを検討することが生まれるが、実態としては、災害廃棄物の持つて行き場がなくなることを考えておく必要がある。

愛媛県の問題になるが、県内には伊方原発があり、私もモニタリング等の研修を受けた経験がある。東日本大震災の被災自治体と同じく、もし、伊方原発で事故が発生すれば、放射能で汚染された廃棄物はどこで受け入れてもらえるのかという問題になる。愛媛県内ではとても処理しきれない。そこが心配な点である。

(事務局 上田所長)

時間が短かったのは、その通りである。午前中から実施とすると宿泊を伴うこともあって、今年度は予算制約面からもこのようにした。

仮置場の隣接地の問題はその通りであり、先ほどの仮置場のマニュアルの検討の中で、どこまでできるかという課題はあるが、検討をしていきたい。

原発については、今回は検討の対象外としていた。放射性物質について対応が難しいのはその通りであり、事故が起こってしまった場合は手を尽くすことになる。しかし、まずは、原発の側で重大事故を起こさないように未然防止することが原則であるべき。福島原発事故を受けて原発のチェック体制は厳格化しており、その意味ではある程度手当ができると期待。

(川本座長)

ありがとうございます。

四国ブロックでは中国ブロックに比べアクシデントを2件増やしているが、何か理由があるのか。

(事務局・MURC)

中国ブロックでも4件実施する予定だったが、時間の都合で2件になった。四国ブロックも、相

対的に早く終了された班があったので、当初の予定とは異なる班に対してではあるが、アクシデントを入れさせていただき、検討していただいた。

(川本座長)

アクシデントから何かまとめられないか。

(事務局・MURC)

今回のアクシデントの付与の仕方は、単発であったので、とりまとめ方としては、現在の報告書のような形にならざるを得ないかと思う。

(事務局 上田所長)

実は、参加者にとってはもっと意地悪なアクシデントも当初は考えていたが、災害発生時に起こり得て、かつ訓練内で得られる情報で対応できるもののみに絞って設定した。今後、訓練を重ねていき、訓練自体のレベルと参加者の習熟をふまえながら、内容の難易度を上げていくことも考えられる。

(全国産業廃棄物連合会四国地域協議会)

災害廃棄物について、実際に産業廃棄物協会が取り組むものは、ほとんど収集・運搬業務になると思っている。今回の訓練では、現場は訓練対象外であったため、あまり業務がないように感じた。

(高田副座長)

仮置場の話が出たので参考までに。仮置場について、市の土地だけでは確保が難しいので、県・国の土地もリストアップする必要がある。国の財務省が地方公共団体に提供可能な未利用国有地情報をリストアップしている。その結果を定期的に各自治体の防災部局に情報を提供している。その情報は、防災部局止まりで環境部局には入ってこないであろうが、検討する際には、そのデータを活用することも考えられるだろう。

仮置場の用地の候補地については、人命救助や応急仮設住宅などと競合をしてくるので難しい面はあるが、災害対応には、避難所などの他にも仮置場も必要だと言うことを認識し、自治体内でも言い続け、仮置場の確保割合を少しずつ上げていくことを継続的な目標として取り組んでいくことが重要である。そのための手法がマニュアルのようなもので徐々に確立されれば良いと思う。

(2) 次年度以降の進め方について

(川本座長)

それでは、議事2をお願いします。

(事務局 上田所長)

(資料2を用いて説明)

(川本座長)

来年度、協議会として想定される回数は2～3回か。

(事務局 上田所長)

その程度を考えている。

3 閉会

(事務局 岡本課長補佐)

今後のとりまとめまでの予定について、本日のご意見と3月10日に予定している中国ブロック協議会の意見を踏まえ、資料の修正を行う。

修正した資料に、これまでの協議会の議事録はヒアリングメモ等を資料編として一冊にし、報告書としてとりまとめることとする。報告書は3月中にとりまとめたいと思うので、短時間で恐縮であるが、資料確認のご協力をお願いする。

以上